

注文していないなら支払いは不要！

商品の注文をしていないのに、身に覚えのない自分宛の商品を一方的に送りつけ、代金を請求する手口の商法を「送りつけ商法」、「押しつけ販売」、「ネガティブオプション」などといいます。

【事例 1】和寒町 20 歳代 女性

注文した身に覚えのない健康食品が 2 回届いた。商品と 1 回目 1, 510 円、2 回目 4, 510 円の請求書が入っていた。どのように対処したらよいか。

【事例 2】和寒町 20 歳代 女性

注文した身に覚えのない健康食品が届いた。商品と 8, 478 円の請求書が入っていた。どのように対処したらよいか。

【ひとこと助言】

【事例 1】、【事例 2】は相談者から事業者へ、商品を注文していないにもかかわらず商品と請求書が届いていることを伝えてもらい、①請求の取り下げについて、②届いた商品の対処方法について問合せよう助言をしました。

【事例 1】は商品を注文していないことがわかり、事業者からは「定期便を停止すること、支払いはしなくて良いこと、届いた商品は着払いで返送すること」を返答されました。

【事例 2】も商品を注文していなく「定期便を停止すること、支払いはしなくて良いこと、届いた商品は廃棄をし返品はしなくて良いこと」を返答されました。

■アドバイス

- ・特定商取引法が改正され、注文や契約をしていないにもかかわらず一方的に送りつけられた商品は、直ちに処分することができるようになりました。
- ・売買契約に基づかないで一方的に商品を送りつけられても、それにより売買契約は成立しておらず、代金を支払う必要はありません。
- ・売買契約に基づかないで一方的に商品を送りつけつけられた商品の代金などを請求され支払義務があると誤解して、代金を支払ってしまったとしても、事業者に対して、その誤って支払った金銭の返還を請求することができます。
- ・贈答品などの可能性もあります。まずは家族などに心当たりがないか確認しましょう。また、注文したことを忘れていないか思い返してみましょう。

トラブルが生じた場合には、士別地区広域消費生活センターにご相談下さい。

消費生活相談専用ダイヤル (0165) 23-3820

午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（土・日・祝日・年末年始を除く）

■事業者と消費者間の契約に関するトラブルや、消費生活で悩んでいる方専用

来所相談、電話相談、電子フォームでのご相談も受けています

（右記アドレスからアクセスし相談内容を入力）→<https://www.harp.lg.jp/MiYrWNqj>

